

岩手県告示第513号

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定により、二級河川久慈川水系に係る河川整備計画を別紙のとおり定めた。

なお、「別紙」は、省略し、岩手県県土整備部河川課及び県北広域振興局土木部並びに久慈市役所及び洋野町役場に備えておいて縦覧に供する。

令和4年8月23日

岩手県知事 達 増 拓 也